



2024年12月11日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 根 一 志  
9 6 7 5 ( 東 証 ス タ ン ダ ー ド )  
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 部 担 当 藁 谷 哲 也  
T E L 0 2 4 6 - 4 3 - 0 5 6 9

### 支配株主であるOntario合同会社による 当社株式に対する公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）であるOntario合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2024年11月13日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2024年12月10日をもって終了し、本日、当社は公開買付者より、添付資料「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

（参考）本日付「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ」（別添）

2024年12月11日

各位

会社名 Ontario合同会社  
代表者名 代表社員 Ontario一般社団法人  
職務執行者 武田 哲尚

## 常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する 公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ

Ontario合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月12日、常磐興産株式会社（株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、証券コード：9675、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」又は「第二回公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年11月13日より第二回公開買付けを実施しておりましたが、第二回公開買付けが2024年12月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

Ontario合同会社  
東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内

##### (2) 対象者の名称

常磐興産株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,447,030 (株)	— (株)	— (株)
合計	2,447,030 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、第二回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,447,030株を記載しております。これは、対象者が2024年11月12日に提出した第107期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（8,808,778株）から、2024年11月12日に公表した「2025年3月期 第2四半期（中間期）決

算短信〔日本基準〕(連結)〕に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(26,367株)を控除した株式数(8,782,411株、以下「本基準株式数」といいます。)から公開買付者が所有する対象者株式(6,335,381株)を控除した株式数(2,447,030株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第二回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第二回公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年11月13日(水曜日)から2024年12月10日(火曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第二回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第二回公開買付け期間は30営業日、2024年12月24日(火曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,240円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

第二回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2024年12月11日に、第二回公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	1,405,101株	1,405,101株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	1,405,101株	1,405,101株

(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)
--------------	---	-------

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	63,353 個	(買付け等前における株券等所有割合：72.14%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合：— %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	77,404 個	(買付け等後における株券等所有割合：88.14%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合：— %)
対象者の総株主等の議決権の数	87,590 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(8,782,411株)に係る議決権の数(87,824個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日  
2024年12月17日(火曜日)

③ 決済の方法

第二回公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みません。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第二回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付届出書に記載の内容から

変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Ontario 合同会社

(東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

**【将来予測】**

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。